

大学・研究機関等における研究インテグリティの確保について

令和4年3月

科学技術・学術政策局 参事官(国際戦略担当)付

新たに求められる研究インテグリティ

- 近年、外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化。
- 米国等主要国では、国際研究協力を重視・大学等の自律性を尊重しつつ、対応策が講じられてきている。
- 我が国としても、こうした新しいリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠に。

米国で確認された不適切な事例

①「千人計画」への関与についての虚偽申告

例：米司法省は、ハーバード大学化学・生物化学部長 チャールズ・リーバー教授(DOD、NIHの研究員も兼任)及び中国籍研究員2名を、中国「千人計画」への関与について調査中に虚偽の陳述を行った容疑で起訴され、リーバー氏は有罪評決となった。同氏はナノエレクトロニクスと医学の境界分野の研究における権威。NIHとDODから研究室費用1,500万ドル以上を受け取る一方で、武漢理工大や中国政府から月給5万ドル等を受領し、見返りとして武漢理工大の名義での論文発表などを求められたとされる。

②研究者の利益相反・責務相反の不適切な管理

例：カリフォルニア大学サンディエゴ校の研究者が11年間NIHから1000万ドルの資金を受領していたが、同研究者の研究分野に特化している中国のバイオテック企業の設立者・主要株主であること、外国政府の人材登用プログラムに参加していたことなどを開示しておらず、利益・責務相反が適切に管理されていないことが明らかとなり、辞職。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

従来、明示的に対応を進めてきた部分

研究の国際化やオープン化に伴う**新たなリスク**に対し、対応を進める部分

産学連携による利益相反・責務相反に対する適切な対応や、安全保障貿易管理等の法令順守などに関する部分

不正行為(捏造、改ざん、盗用)への対応としての部分

その他不正行為(二重投稿、不適切なオーサーシップ)への対応としての部分

新たに求められる部分
(研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすといった、研究者や研究組織としての「規範」)

研究インテグリティの確保に係る政府としての対応方針

政府としての対応方針(2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議で決定)

※大学・資金配分機関の専門家等から構成された有識者検討会の提言(2021年3月公表)を踏まえた方針

①研究者自身による適切な情報開示

- 研究者、所属機関向けのチェックリスト雛形を作成、公表・配布
- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催

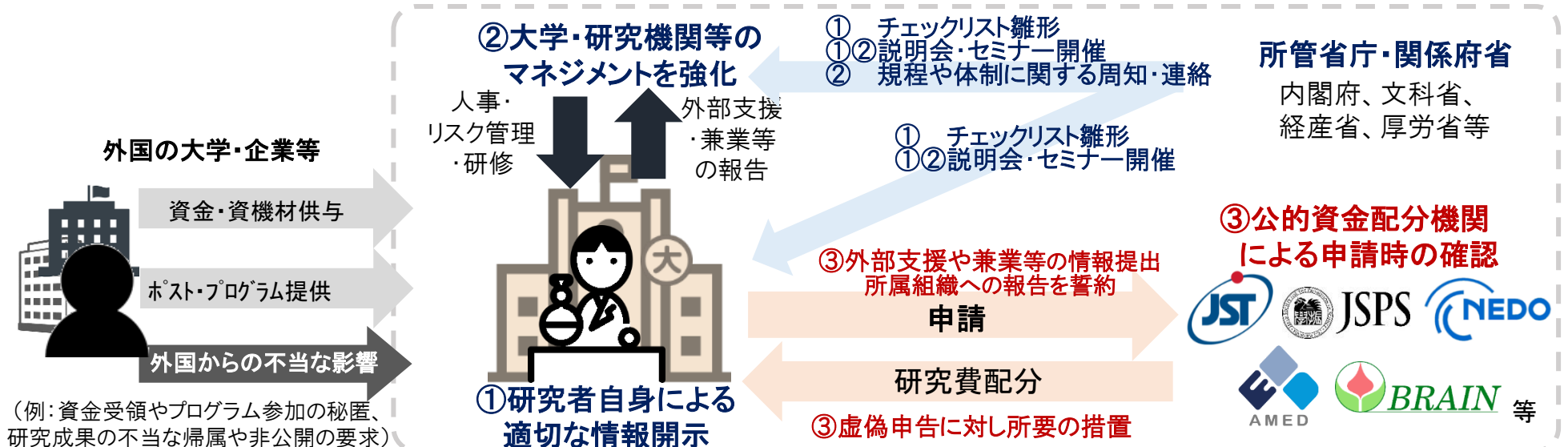
②大学・研究機関等のマネジメントを強化

- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催
- 関係の規程や体制の整備に関する周知・連絡・支援
(→ 令和4年度中にフォローアップを実施)

③公的資金配分機関による申請時の確認

- 競争的研究費に関するガイドライン等を年内早期に改定
 - 国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求める
 - 利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認
 - 虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限
(2022年度の公募から反映)

※競争的研究に関するガイドラインは2021年12月に改定



大学等が把握すべき情報の範囲(政府として対応方針より抜粋)

(2) 所属機関における対応に関する取組

大学・研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報(職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方)の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府は以下の取組を行う。

① ～②(略)

(3) 研究資金配分機関等における対応に関する取組

研究資金配分機関等は、従来から、研究資金の申請時に、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、他の国内の競争的資金の受入状況等の情報の提出を求めているが、これらに加え、国外からの研究資金の受入れ状況を含め研究活動の透明性確保のために必要な情報の提出を求めることが必要である。このため、政府は以下の取組を行う。

① (前略)以下に掲げる研究資金配分機関等における対応について、具体的な対象範囲や必要なプロセスを含めて明確にし、各事業の公募要領や申請書類への反映を進める。(後略)

ア 全ての競争的研究費事業において、研究資金配分機関等は、不合理な重複・過度の集中の排除の観点から、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、(a)国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報、(b)全ての現在の所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)に関する情報の提出を求めること。

イ (略)

ウ 研究資金配分機関等は、申請者に対して、アの研究資金や兼業等に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること。

エ～カ (略)

② (略)

競争的研究費に関するガイドラインの改定 (競争的研究費の適正な執行に関する指針)

1. 改定のポイント

(1) 対象事業の範囲

従来の競争的資金だけでなく、全ての公募型の研究費事業を対象とする。

(制度数: 20件→100件以上)

(2) 提出を求める情報の範囲

- 国外も含む全ての外部からの研究費(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)
- 全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)

(3) 秘密保持契約等が交わされている研究に関する情報の扱い

産学連携等の活動が萎縮しないようにする観点から、必要な情報(共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額、エフォート)のみ提出を求めることとした上で、さらに当面の間、秘密保持契約締結済で対応が困難な場合などはエフォートのみの提出とすることができることとする。

(4) 研究費以外の対応

研究費以外の施設・設備等による支援の情報を所属機関に報告する旨の誓約を求める。

(5) 虚偽申告への対応

5年間の応募資格制限等を課す。

2. 実施時期

令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

チェックリスト雛形(主なチェックポイント)

【全般的な事項】

- 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う各種リスク(利益相反・責務相反のリスク、技術流出・情報流出のリスク、信頼低下のリスク等)に留意するとともに、リスクが懸念される場合には、所属機関の担当部署に相談し、それに対して機関として適切な対応をとることを求める仕組みがあるか。
- 研究活動の透明性の確保に係る情報(職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職、外部機関から受けている各種の支援)について、所属機関の規程等に基づき担当部署に適切な報告等を行い、それに対して機関としてマネジメントを行っているか。

【共同研究等の手続に関する事項】

- 外国の機関・大学等との連携・契約において覚書等の書面を交わす際、所属機関の規程等に基づき担当部署に確認や判断を求めるとともに、それに対して機関として確認や判断を行っているか。
- 外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告を受ける仕組みがあり、かつ、所属研究者は報告等を行っているか。
- 特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う際、その内容・目的を機関として適切に把握する仕組みがあり、かつ、所属研究者は報告等を行っているか。
- 外国の機関・大学等との共同研究の過程において、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行っているか。

【共同研究等の相手方に関する事項】

- 外国の機関・大学等と連携・契約する際、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認しているか。

(参考)研究インテグリティの確保を巡る国際動向

○米国

- 国立科学財団(NSF)の委託により、科学助言グループJASONが、研究上の責務相反や利益相反の開示を研究インテグリティに含めること、完全な開示のための透明性の向上と条件の明確化等を提言(2019年12月)。
- これを受け、NSFは、利益相反・責務相反については研究機関で判断・管理することを求めつつ、(1)研究提案書の申請フォーマット・手続を更新し、研究遂行力や重複の確認の観点からの透明性および情報開示の重要性を明確化。(2)研究インテグリティに対するリスク評価・対処、ステークホルダーとの協力等のため新たに首席研究安全保障戦略政策官を配置。

○英国

- 国家インフラ保護センター等が、国際研究協力のインテグリティ確保のためのチェックリストやガイドラインを作成(2019年9月)
- 同文書では、新たな研究パートナーとの連携にあたってリスク評価を行い、倫理的、法的及び安全保障上の事項を考慮すること、各研究機関が独自のセキュリティ対策を実施すること等を求めている。

○豪州

- 政府内にタスクフォースを設置し、大学向けに、外国からの干渉への対処のためのガイドラインを作成(2019年11月)。罰則規定は含まれておらず、大学の自律性の理念を支持し、大学の活動を支援する位置づけ。
- 2020年9月、豪州研究会議は、利益相反・機密保持ポリシーを改定し、外国との関係性の情報を幅広く開示することを求める方針を明確化。